

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
龍馬デザイン・ビューティ専門学校		平成4年2月17日		中西 康廣		〒 780-0935 (住所) 高知県高知市旭町2丁目22番地58号 (電話) 088-875-0099				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
学校法人龍馬学園		平成1年3月23日		佐竹 新市		〒 780-0056 (住所) 高知県高知市北本町1丁目12番6号 (電話) 088-825-0077				
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度	
衛生	衛生関係専門課程		美容総合学科		平成17(2005)年度		-		平成26(2014)年度	
学科の目的	美容師国家試験に向けた勉強はもちろん、シャンプーやヘアカラーといった基礎技術の強化や衛生面の徹底にも取り組んでいます。お客様のニーズを的確に捉えたスタイルの提案やカウンセリング能力に加え、顧客満足、経営効率といった面も常に考えて行動できる美容師を養成します。また、メイクアップやネイルアートなどの技術も磨き、ショーやコンテストにも積極的に参加して、幅広く活躍できるビューティスタイリストを目指します。									
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格 等)	美容師養成施設として、美容師国家試験取得を主軸としているが、コース選択制導入にあたり専門性を持った美容業界で活躍できる人材を育成する。コースによって取得できる資格は様々。サービス接遇検定・パーソナルカラー検定は全員が取得を目指す。									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			2,010 単位時間	660 単位時間	単位時間	1,350 単位時間	単位時間	単位時間
					〇〇 単位	〇〇 単位	〇〇 単位	〇〇 単位	〇〇 単位	〇〇 単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率			
80 人	55 人		1 人		0 %		2 %			
就職等の状況	■卒業者数(C)		18 人							
	■就職希望者数(D)		18 人							
	■就職者数(E)		18 人							
	■地元就職者数(F)		11 人							
	■就職率(E/D)		100 %							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		61 %							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100 %							
	■進学者数		0 人							
	■その他									
	(令和 6 年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無									
	※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 無 受審年月: 〇年〇月 評価結果を掲載したホームページURL 〇〇〇〇									
当該学科のホームページURL	https://www.ryoma.ac.jp/rdb/beautician/									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)									
	総授業時数					2,010 単位時間				
教員の属性(専任教員について記入)	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数					35 単位時間				
	うち企業等と連携した演習の授業時数					8 単位時間				
	うち必修授業時数					900 単位時間				
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数					35 単位時間				
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数					8 単位時間				
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)					35 単位時間				
	(B: 単位数による算定)									
	総単位数					〇〇 単位				
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数					〇〇 単位				
	うち企業等と連携した演習の単位数					〇〇 単位				
うち必修単位数					〇〇 単位					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数					〇〇 単位					
うち企業等と連携した必修の演習の単位数					〇〇 単位					
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)					〇〇 単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)					6 人				
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)					0 人				
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)					0 人				
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)					0 人				
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)					0 人				
	計					6 人				
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数					6 人				

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

最近の技術動向を踏まえ、現場で必要な知識・技術を具体的に身に付けさせるため、企業へのヒアリング等を通じて重要項目や課題を抽出し、その結果にもとづいた解決・改善内容を実習や演習内容に反映できるよう出版社や企業と連携しながら計画を進める。また実習・演習等の実施後には出版社や企業及び学生からの報告を元に、その効果を検証しながら改善・改良を図る。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

別添の「国際デザイン・ビューティカレッジ組織規程」の通り教育課程編成委員会(以下「委員会」という)は、校長直轄の組織として設置しており、カリキュラム改善に対する意見を企業の役員及び有識者から聴取しこれを基に校長以下、美容科の担当でカリキュラムの改善について検討し、次年度に向け改善を図っていく。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年5月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
中西 康廣	校 長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)	—
大久保 光洋	副校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)	—
石元 優	教務部長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)	—
久川 理香	教務部課長 美容総合学科	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)	—
濱田 孝映	教務部主任 美容総合学科	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)	—
吉村 一美	教務部 美容総合学科	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)	—
中村 光良	教務部 美容総合学科	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)	—
南 恵美	高知県美容生活衛生同業組合 教育委員	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)	①
山本 晋爾	株式会社RT 代表取締役社長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)	③
宮下 沙耶	freep オーナー	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (2月、7月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年7月30日 10:00～11:00

第2回 令和7年2月27日 10:00～11:00

第〇回 令和〇年〇月〇日 〇〇:〇〇～〇〇:〇〇

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

地方では福祉美容の需要があり、スタイリストコースで取得する准福祉美容士資格やネイルコースで学ぶネイルのカラーリングやビューティ&ブライダルコースで学ぶメイクアップは高齢者にとって活力になるので、ボランティア活動も積極的に取り組んでいけるようカリキュラムに反映させていく。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

連携先企業等の担当者と学校担当者の中で、授業形態やシラバスの確認を行い、また評価項目に関しては、その内容とレベルを協議し確認している。実習・演習等の期間中は、どのような指導を学生が受け、どのように向上したのかを企業等の担当者から適宜、具体的な報告を受けている。また、その実効性について企業側と学校側とで具体的な検討ができるよう体制を敷いている。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実務実習にて管理美容師の下美容技術の補助的作業を実習を通して学ぶ。また、現役美容師による将来の目標の立て方や離職を回避するためのモチベーションの上げ方等、演習を通して学ぶ。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
美容実習	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	美容界で働くことの魅力や仕事のやりがい	(社)一生美容に恋する会
美容実習	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	サロン業務を学ぶ。	実務実習提携美容室
〇〇〇		〇〇〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇		〇〇〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇		〇〇〇〇〇	〇〇〇

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 学則施行細則の龍馬デザイン・ビューティ専門学校教職員研修規定により、当校が実施する研修は、①新任者研修、②管理職研修、③養成研修に分けて行われており、県内外の各科に関わる業界関係団体や、教育関係団体が主催する研修などに積極的に参加させている。研修等の参加に当たっては、校長又は部門の長が本人のキャリアや適性、意欲等を考慮し、また学校全体の状況等も踏まえ、戦略的に研修を計画している。		
(2)研修等の実績		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名：	令和6年度即戦力養成講習会1回目～3回目	連携企業等：四国地区養成施設協議会
期間：	2024年12月23日～25日	対象：美容教員
内容	ハンドマッサージ・頭部のセット技術①～③	
研修名：	令和6年度即戦力養成講習会4回目～5回目	連携企業等：四国地区養成施設協議会
期間：	2025年3月17日～18日	対象：美容教員
内容	頭部のセット④～⑤	
研修名：	四国地区理容師美容師養成施設教職員研修会	連携企業等：四国地区養成施設協議会
期間：	2024年10月12日～13日	対象：美容教員
内容	1来る南海地震に備える。2発達障害・不登校生徒への対応3俳句GIG	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名：	龍馬学園教員研修	連携企業等：(一社)REIONE 河合祐介
期間：	2024年12月25日	対象：龍馬学園 教員
内容	「アクティブラーニング」「デザイン思考」	
研修名：	〇〇〇	連携企業等：株式会社〇〇
期間：	〇〇〇	対象：〇〇
内容	〇〇〇〇〇	
研修名：	〇〇〇	連携企業等：株式会社〇〇
期間：	〇〇〇	対象：〇〇
内容	〇〇〇〇〇	

(3) 研修等の計画		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	令和7年度即戦力養成講習会1回目～3回目	連携企業等: 四国地区養成施設協議会
期間:	2025年12月22日～24日	対象: 美容教員
内容	接客マナー・頭部のセット技術⑥～⑧	
研修名:	令和7年度即戦力養成講習会4回目～5回目	連携企業等: 四国地区養成施設協議会
期間:	2026年3月16日～17日	対象: 美容教員
内容	頭部のセット技術⑨～⑩	
研修名:	四国地区理容師美容師養成施設教職員研修会	連携企業等: 四国地区養成施設協議会
期間:	2025年10月18日～19日	対象: 美容教員
内容	未定	
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	龍馬学園教員研修	連携企業等: 株式会社〇〇
期間:	〇〇〇	対象: 〇〇
内容	〇〇〇〇〇	
研修名:	〇〇〇	連携企業等: 株式会社〇〇
期間:	〇〇〇	対象: 〇〇
内容	〇〇〇〇〇	
研修名:	〇〇〇	連携企業等: 株式会社〇〇
期間:	〇〇〇	対象: 〇〇
内容	〇〇〇〇〇	

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

教育の質の向上につながる学校運営や教育活動の改善に関しては、短期的な計画を立て迅速に対応し、学生支援、教育環境の改善など学生や保護者に対する満足度の向上につながる改善及び社会や地域への貢献に関しては、継続的な取り組みができるよう体制を整える。地域のニーズに対応する学科の改編や新設及び財務の安定化に関しては、中長期的な計画に基づき積極的な姿勢で臨む。次年度からは学科に関係する委員にも参加してもらい意見交換し改善に努める。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	【抜粋(別紙参照)】1. 学生等に対して教育理念等を明文化し、周知徹底を図っているか。(学生便覧等) 2. 教職員に対して教育理念等を明文化し、周知徹底を図っているか。(教職員手帳等) 3. 学外の方に対して教育理念等を明文化し、公表しているか。(HP、パンフレット、募集要項等)
(2)学校運営	【抜粋(別紙参照)】1. 組織機能図があるか。 2. 学校の年間スケジュールはあるか。 3. 分煙・禁煙等に関する規定が文書化・掲示されているか。
(3)教育活動	【抜粋(別紙参照)】1. 育成人材像に向けた修業年限分のカリキュラムが文書化されているか。 2. カリキュラム作成のために複数のメンバーによりカリキュラムの作成が行われているか。(カリキュラム作成委員会等) 3. カリキュラム作成メンバーの中に高校生の現状、社会ニーズを反映させるために複数の内部職員をいれているか。
(4)学修成果	【抜粋(別紙参照)】1. 学生の就職に関する目標を設定したか。 2. 学生の就職に関する目標に対して教職員に共有されているか。 3. 学生の就職活動に関する記録がなされているか。
(5)学生支援	【抜粋(別紙参照)】1. 入学予定者に対し学習指導・支援等は行われているか。 2. 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーションが行われているか。 3. 担任による面談が定期的に行われているか。
(6)教育環境	【抜粋(別紙参照)】1. 図書室・図書コーナー等があるか。 2. 学生が利用できる参考図書、関連図書は備えられているか。 3. 就職支援を行う指定された場所があるか。
(7)学生の受入れ募集	【抜粋(別紙参照)】1. 学校案内等には育成人材像が明示されているか。 2. 学校案内等には目指す資格・検定・コンペが明示されているか。 3. 学校案内等には学費・教材費等が明示されているか。
(8)財務	【抜粋(別紙参照)】1. 年度予算、中期計画が策定されているか。 2. 予算は計画に従って妥当に執行されているか定期的に確認しているか。 3. 会計監査(内部・外部)体制のルールが明確化されているか。
(9)法令等の遵守	【抜粋(別紙参照)】1. 定期的に防災訓練を実施しているか。 2. 個人情報保護規程が文書化されているか。 3. ハラスメントに関する規定が文書化されているか。
(10)社会貢献・地域貢献	【抜粋(別紙参照)】1. 目標・計画に基づく社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)を実施しているか。 2. 地域社会の行政、商工業、教育機関、文化団体等へ加盟をしているか。 3. 上記において定期的な会合に参加しているか。
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等と密接かつ組織的連携体制を確保し、より質の高い教育を学生に提供することを目的として、企業等の学校関係者に対して、学校の教育活動、その他学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学園概要、学校紹介、校訓(校長挨拶)
(2)各学科等の教育	学科紹介・概要(目指す仕事・目標資格・年間スケジュール等)
(3)教職員	教員名簿
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育、就職指導・就職サポート
(5)様々な教育活動・教育環境	キャンパスライフ、施設・設備
(6)学生の生活支援	龍馬学園奨学金、学園指定・推薦ワンルームマンション
(7)学生納付金・修学支援	入学金・学費、学費サポート(特待生制度・各種奨学金制度)
(8)学校の財務	資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表
(9)学校評価	自己点検評価結果・学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.ryoma.ac.jp/disclosure/>

公表時期: 令和7年7月1日

授業科目等の概要

(衛生関係専門課程 美容総合学科)																
分類				授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択	講義						演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
1	○			関係法規・制度	美容師の業務に関係する衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度について、正しい知識を習得しておかなければならない必要性を理解させ、あわせて、公衆衛生を担う美容師の社会的責務、職業倫理について、自覚を促すこと。 美容の業務に関する規定内容を正確に理解させるとともに、衛生法規が、美容業を行う場合の指針として有する意義を把握させること。	1・2 通年	30		○			○			○	
2	○			衛生管理	公衆衛生の意義と本質とを明らかにすることによって、美容師が公衆衛生の維持と増進とについて重大な責務を担わなければならない理由は何かを十分に理解させることが必要であること。特に、環境衛生の意義と目的について、美容師の業務と関連付けながら具体的に理解させること。美容師の業務内容と感染症予防、環境衛生の保持との具体的な関連付けを重視して、美容における衛生措置の重要性について理解させること。特に、美容器具などの消毒法は、美容業務の衛生性を担保する上で最も重要な技術であるので、その意義と原理について十分に理解させるとともに、その適正な実施方法を身に付けさせることが肝要であること。	1・2 通年	90		○			○		○		
3	○			保健	美容技術の基礎となる人体組織、特に皮膚及び毛髪などの皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識の習得を目的とすること。美容の業務を安全かつ効果的に行うためには、皮膚、毛髪などに関する正確な科学的知識が不可欠であることを理解させること。	1・2 通年	90		○			○		○	○	
4	○			香粧品化学	美容の業務を安全かつ効果的に行うためには、正確な科学的知識と合理的思考に裏付けられた美容器具や香粧品の適正な取り扱いが不可欠であることを理解させること。特に、物理・化学の基本原理解についての理解とその応用能力とが、美容師にとって、極めて重要な意義を持つものであることを理解させ、美容器具や香粧品の合理的な取扱方法に習熟させる。あわせて、美容器具や香粧品による危害を防止するための使用上の注意を学ばせること。特に、香粧品は、美容技術を行う上で欠くことのできないものである反面、その使用方法を誤れば重大な健康被害を起すおそれがあるものであることから、その化学的な性質を理解させるとともに、これを正しく使用するためには正確な知識と適正な技術とを身に付けることが重要であることを認識させること。	1・2 通年	60		○			○		○		

5	○		文化論	美容業の使命は、より優れた人間美の創造、実現にあることをよく認識させ、この使命の達成のために必要な美的感覚を身につけ、これを洗練し、芸術的な表現力と鑑賞力とを養うこと。 美容の業務を全うするためには、確かな技術力を身につけるとともに、豊かな感性に裏打ちされた優れた表現力を養うことが必要であることを自覚させること。	1・2 通年	60	○				○			○	
6	○		美容技術理論	美容技術についての知識を衛生的、能率的に実践する態度と習慣とを養い、工夫と創造の能力とを身に付けさせること。美容器具の正しい取扱いの方法と美容の基礎的技術とを作業の実際に即して指導し習熟させること。優れた美容技術は、経験によってだけで得られるものではなく、科学的合理的な方法によって把握されなければならないことを強調すること。	1・2 通年	##	○				○			○	
7	○		運営管理	経営管理の基本的事項を学習することによって、美容業における科学的な経営管理手法の重要性を認識させ、美容所の経営に役立たせること。美容業において、適切な接客態度がいかに重要であることを自覚させるとともに、消費者対応の基本を学ばせ、実践する能力を身に付けさせること。	1・2 通年	30	○				○			○	
8	○		美容実習	美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせることで完成させる技術を習得させること。美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること。個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること。	1・2 通年	##				○	○	○	○	○	○
9	○		一般教養	コンピューターなどの情報機器の操作や処理の基礎技術を学び、情報機器を活用して日常業務の効率化、合理化を図る能力を身につける。	1・2 通年	30		○	○	○			○	○	
10	○		接遇	言葉遣いや適切な対応の仕方や接客・サービスに必要な専門知識やコミュニケーション能力を身に付け営業職などサービススタッフ以外の職種でも役に立つ知識と技術を習得する。	1・2 通年	60	△	○	△	○				○	
11	○		色彩学	色彩に関する基本的な理論や体形的な知識を身につける。カラーカードや絵具（画材）を使用しながら色彩の基本的な事柄を習得する。	1 年	60	○				○	○		○	
12	○		メイクベーシック	基礎的な化粧品知識を学び実際の肌に触れながらコミュニケーション能力を磨きメイクの基礎テクニックを習得する。	1 年	60	△		○	○	○			○	
13	○		アイラッシュ	アイラッシュ（まつ毛エクステンション）の知識を正しく理解し、安全な施術が出来るようになる。	2 年	30	△		○	○				○	

14	○		ヘッドスパ	美容サロンのスパにストの需要が増加し、リラクゼーション技術も進歩していることから、外面と内面の美しさを引き出せるヘッドスパ技術と知識を身につける。	2年	60		△		○	○	○		
15		○	美容総合技術 スタイリストコース・美容 総合技術ネイルコース・美容 総合技術&ビューティ ＆ブライダルコース	必修課目において習得した基本的技術を基に、さらに発展させた高度な技術を身に付けさせるとともに、各コースに於いて専門技術者としての心構えを身に付けさせると共に、常に新しい技術の吸収を怠らず、また、自らも新しい技術の開発に努める姿勢を習慣付けさせ、発信できるまでを学ばせる。	1・2 通年	##		△		○	○	○	○	○
合計				15 科目			2010 単位（単位時間）							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：各授業科目に係る出席時数が実授業時間数の5分の4以上で、各授業		1学年の学期区分	前/後 期
履修方法：必修科目のすべてを、講義、実習及び演習を通じ2年間で受講する		1学期の授業期間	前期14 後期22 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。